

○ I L (運用上の介入レベル) と防護措置について

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	設定の考え方	IAEAの基準	備考
緊急防護措置	○ I L 1	避難のための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	○ I A E A基準の1/2 <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の従来の避難基準は、外部被ばくの実効線量 50mSv/1週間。</li> <li>I A E A基準 100mSv/1週間の1/2</li> </ul> ○即時避難が実施されるPAZでの空間放射線量率(実績)を考慮 ・大熊町大野局(10分値) 567 $\mu$ Sv/h	○OIL1: 避難のための1時間あたりの基準 1,000 $\mu$ Sv/h  ○防護措置を取るための最初の7日間の包括的判断基準 100mSv/1週間	<b>【判断基準】</b> ・アメリカ 10~50mSv ・イギリス 30~300mSv ・フランス 50mSv ・ドイツ 100mSv
	○ I L 4	除染を講じるための基準	$\beta$ 線: 40,000 cpm (皮膚から数cmでの検出器の計数率)  $\beta$ 線: 13,000cpm <b>【1ヶ月後の値】</b> (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	○ I A E A基準の1/2 <ul style="list-style-type: none"> <li>包括的判断基準がIAEAの1/2なので 6万cpm <math>\times</math> 1/2 = 3万cpm</li> <li>日本とIAEAとの検出器仕様(入射窓面積: 日本20cm<sup>2</sup>、IAEA15cm<sup>2</sup>)の差を考慮して 3万cpm <math>\times</math> 20cm<sup>2</sup>/15cm<sup>2</sup> = 4万cpm</li> </ul> ○福島原発事故で実際に運用された100,000cpmよりも低い基準 ○なお、1か月後は、短半減期の放射性物質(放射性ヨウ素)の寄与の減少等を考慮し、1/3に引き下げ	60,000cpm	
早期防護措置	○ I L 2	一時移転のための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	○ I A E A基準の1/5 <ul style="list-style-type: none"> <li>福島事故での計画的避難区域の設定基準は、外部被ばくの実効線量 20mSv</li> <li>IAEA基準 100mSvの1/5</li> </ul> ○計画的避難区域の空間放射線量率(実績)を考慮 ・飯館村(39km) 22.7 $\mu$ Sv/h ・川内村(22km) 20.5 $\mu$ Sv/h	100 $\mu$ Sv/h	
飲食物摂取制限	飲食物に係るスクリーニング基準	飲食物の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する基準	0.5 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率)	○ I A E A基準の1/2 ○出荷制限が行われた地域の中で、最も遠い静岡県での空間放射線量率(0.5 $\mu$ Sv/h超)を考慮	1 $\mu$ Sv/h	
	○ I L 6	飲食物の摂取制限のための基準	5 mSv/年	○ I A E A基準の1/2 ・我が国の従来の防護措置で設定された水準と同じ (※被ばく線量5mSv/年を基に、食品ごとの基準値を設定)	10mSv/年	<b>【飲食物制限】</b> ・アメリカ 5mSv